

大和郡山市業務等仕様書

1 業務等の名称	市内公園緑地維持管理業務委託(Bブロック)夏期剪定
2 履 行 場 所	大和郡山市矢田山町他地内
3 履 行 期 間	着手の日から令和7年10月31日まで
4 業 務 概 要	植栽工 1 式 除草工 1 式 樹木整姿工 1 式
5 事 業 担 当 課	まちづくり事業課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	契約金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請求できません。 部分出来高払 請求できません。 完了払金 業務完成確認後、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年5月7日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書【ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（業務委託）からダウンロードできます。】により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 まちづくり事業課 質 問 回 答 日 令和7年5月9日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→ 建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました） にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。

共 通 仕 様 書

植 栽 工

第 1 節 適用

1. 本章は植栽工、樹木整姿工、除草工、その他これらに類する工種について適用するものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

1. 請負者は設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。但し基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

尚、各基準類に改訂等がある場合は、最も新しいものによること。

- ・日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年度版)
- ・国土交通省 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案) (平成 20 年度版)

第 3 節 枯補償

1. 請負者は、植栽樹木等が工事完成引き渡し後 1 年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良(枯死が樹冠部の概ね 3 分の 2 以上となった場合、又通直な主幹を持つ樹木については樹高の概ね 3 分の 1 以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となることが見込まれるものも含む。)となった場合、請負者は植栽当初と同様、又はそれ以上の規格で樹木を植替えなければならない。

尚、枯死及び形姿不良の判定は監督職員と請負者が立会うえ行うものとする。

2. 植栽業務の対象とする範囲は、干害・風水害・雪害・塩害・雹害・凍結・霜害・病虫害・鳥獣害及び火災・落雷等全ての偶発的事由による樹木等の枯死及び形姿不良とする。

ただし、人為的事由による被害等を受けた場合は、対象外とする。

3. 枯補償の対象となる樹木等は高中木、地被植物(地被面を覆う目的をもって植栽される芝類等の永年性植物)とする
4. 請負者は、本節第 1 項～3 項の確認に基づき監督職員から指示された樹木について、植替えを指示された期日までに、植替え完了後検査を受けなければならない。

5. 移植及び支給品の植付け工事における植栽樹木等が工事完成引渡し後1年以内に枯死又は形姿不良となった場合は、原則として下記のとおり取り扱うものとする。
 - (1)各樹種別に枯死した数量が植栽数量の15%を超えた場合には、請負者の責により植栽当初と同等又はそれ以上の規格のものと植替えるものとする。
 - (2)各樹種別に枯死した数量が植栽数量の15%以下の分については、原則として本市支給品を請負者の責により再度植替えるものとする。
 - (3)枯死又は形姿不良の判定は、発注者と請負者が立会のうえ行うものとする。
6. 上記に関して既設樹木の移植に関しては例外とし、取り扱いについては監督職員と協議するものとする。

第4節 植栽工

第1項 一般事項

1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、樹木養生工、根囲い保護工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

第2項 材料

1. 植栽工で使用する客土は植物の生育に適した土壌で有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ササ根等が混入してはならない。
2. 請負者は植栽工で使用する樹木類については、使用材料承認願に樹木類の産地リストを添付するとともに、監督職員の指示により一部または全ての樹木写真及び見本品を提出し、承諾を得なければならない。尚、設計図書による特記又は監督職員が必要と認めるときは使用予定樹木の現地(栽培地)検査を行うときがある。
3. 請負者は前記により承諾を受けたものであっても、掘取、荷造り、運搬等に際し損傷を与え、樹形不良となったものは使用してはならない。尚、写真或いは現地検査によっても発見出来なかった重大な瑕疵が有り、監督職員が不良と認めたものについても同様とする。
4. 丸太支柱材は、設計図書に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食い等ない良質材とし防腐処理を行うこと。尚、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。
5. 杉皮又は檜皮は、大節・割れ・腐れ等のないものとする。但し、天然繊維材を使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6. 棕櫚縄は、より合わせが均等且つ強靱なもので腐れ・虫食い・変色がない良質品とする。
7. 根巻材料については下記の事項に適合したもの、又は同等以上の品質を有するものとする。
 - (1)わらは、調整した新鮮なもので虫食い・変色等のない良質品とする。

- (2)こも、空袋、縄等のわら製品は新鮮なもので虫食い・変色等のない良質品とする。
- (3)根巻材に天然繊維材を使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8. 植樹マット・シートは、厚さ1mm～10mmで、透水性・飛来雑草種子着眼耐性・耐光性を備えたものとする。尚、設計図書により指定がある場合は、それに従うものとする。また、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
9. 緩効性肥料は、固形物でN:P:K=12:8:6で窒素溶出に約700日(土中温度25℃時)を要するものとする。
10. 土壌改良については、下記の事項に適合したもの、又は同等品以上の品質を有するものとする。施工前に品質証明書を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (1)改良は客土:バーク堆肥:パーライト=7:2:1の割合とする。
- (2)有機質土壌改良材については日本バーク堆肥工業協会A級または全国バーク堆肥工業協会1級の規格に適合したものとする。
- (3)パーライトについては、黒曜石系で粒状4～25.0mm以内のものとする。
- (4)改良効果が発揮されるよう均一に混合するよう留意しなければならない。

第3項 樹木植栽

1. 本項は高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工(高木・中低木)に適用する。
2. 請負者は、工事着手に先立ち設計図書に従い植付けを監督職員と立会のうえ決定しなければならない。また、監督職員の指示により配植図の提出を求めることがある。配植図を作成する場合は、樹木の表裏、真木と添木の区別、高木と低木の組み合わせや架線、照明灯等の他の工作物との位置に留意しなければならない。
3. 植穴は植付け当日に施工することを原則とする。しかし、やむを得ず植付けが後日となる場合、樹木根部の乾燥・枝条に損傷のないよう養生し、監督職員と十分協議のうえ植穴に安全対策を講じなければならない。
4. 植穴の施工を行う場合は設計図書の規格によるものとし、監督職員の検査(確認)を受けた後、植付け及び客土を行わなければならない。
5. 請負者は植穴の掘削にあたっては作業土工に規定によるものとし、既設工作物及び埋設物等に損傷を与えないこと。万一埋設物等に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに監督職員に報告し指示を仰ぐこと。尚、修復に要する費用は請負者の負担とする。
6. 請負者は、掘削により生じた土砂は下記の規定によらなければならない。
- (1)客土として使用する土砂は、瓦礫等植物の生育に害する物質を除去し使用すること。
- (2)水鉢に使用する土砂は、上記の規定によること。
- (3)客土及び水鉢用として使用しない土砂は、別紙記載の残土処理工に準ずること。また、

特記がない場合は、監督職員の指示に従うものとする。

7. 請負者は、客土の混合を行う場合、第4節第2項の10に記載する所定割合を用いて、十分混合し監督職員の確認を受けなければならない。
8. 請負者は、樹木の運搬にあたり、枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。尚、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、迅速且つ入念に行わなければならない。
9. 請負者は、植付けにあたって下記の事項に準ずること。
 - (1) 請負者は原則として植付けを樹木の搬入当日中に完了しなければならない。但し、当日中に植付けが完了しない場合、樹木根部の乾燥・枝条に損傷のないよう養生し翌日中に植付けを完了するよう努めること。
 - (2) 請負者は、植付けにあたり根ごしらえ(根巻のこも、ビニル紐等の除去を含む)枝透かしを行うこと。また、現場に応じて見栄えよく樹木の表裏を見極めたうえ、植穴の中心になるように立て込まなければならない。尚、根ごしらえは鋭利な刃物により腐食や損傷した根を切除するとともに、根の切り戻し等、植栽後の健全な発根と成長を促すよう丁寧に行うこと。
 - (3) 請負者は根回りに客土を入れ十分に灌水し土が根鉢に密着するよう水極めをしなければならない。また土極めする際は、客土を根回りに入れ小棒等で突き入れ根鉢に密着させなければならない。
 - (4) 請負者は、埋戻完了後地均しを行い、原則として根元の周囲に水鉢を切り十分灌水し仕上げなければならない。尚、根本周辺に低木等を植栽する等、水鉢の範囲や形状に影響がある場合は、監督職員と協議しなければならない。
 - (5) 樹木植付け後、支柱を取り付ける場合は水極め後に仮結束を行い、根鉢の沈下が治まったことを確認し本結束を行わなければならない。
 - (6) 排水不良、地下水位が高い場合等、悪条件の箇所がある場合の植付けは、監督職員に報告し、指示に従い必要な処置を講じなければならない。
10. 請負者は、支柱の取付けにあたって下記の事項に準じること。
 - (1) 支柱は別途定める設計図書に示されたとおり、堅固に施工しなければならない。
 - (2) 竹支柱の場合は全て先端部を節止めとし、結束部には竹にのこぎり目を入れるなどして縄の誘導を防がなければならない。
 - (3) ハツ掛支柱等は丸太毎に樹幹、主枝又は他の丸太と交差する部位の何れか2箇所以上で結束しなければならない。
 - (4) 支柱丸太を番線で結束する際は、番線の余分な部分を切除する。また、切断部を支柱側に折り曲げ打ち込む等、切断部が外側に向かないよう施工しなければならない。

第5節 樹木整姿工

第1項 一般事項

1. 本節は、樹木整姿工として、高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は対象となる植物の特性、周辺状況、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物に及ぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。
3. 請負者は、発生する剪定枝葉、残材の運搬及び処分については設計図書によらなければならない。
4. 本市所管の樹木等の維持管理工事については、各作業とも監督職員の指示した時期に行わなければならない。
5. 請負者は監督職員と協議のうえ、作業単位を定め作業終了毎に確認を受けなければならない。

第2項 材 料

1. 樹木整姿に使用する材料については下記の事項に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

第3項 高中木整姿工

1. 剪定にあたっては下記の事項に留意すること。
 - (1)公園樹木は特に修景及び管理上、規格形あるいは強剪定をする必要のある場合を除き自然形に仕立てるものとする。
 - (2)腐れや不定芽の発生原因となる[ぶつ切り]は行わない。
 - (3)下枝の枯死を防ぐため、上方を強く、下方を弱く剪定する。
 - (4)太枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥がれないよう切断予定箇所より数十 cm 上を予め切断し、枝先の重量を軽量化したうえで切返しを行い切除する。
 - (5)剪定時の基本的な対象枝(ひこばえ・幹吹き・ふところ枝・下り枝・交差枝・平行枝・からみ枝・枯損枝)に加え、成育、樹形形成の阻害要因となる徒長枝は剪除する。
 - (6)成育空間に制約があり、樹木を一定の自然形に保つ必要がある樹木については、側枝の整理を行い、必要に応じて主枝(骨格枝)の更新による樹木の骨格づくりを行うこととする。
 - (7)枝透かしを行う場合には、樹幹の形姿構成上不必要な枝を透かすことを第一とし、原則その枝のつけ根より切り取る。
 - (8)切返しを行う場合は、適正な分岐点より長い方の枝をつけ根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は、新生枝の発生がある場所を発見し、その部分より先端の枝を切り取る。

(10) 下記に該当する枝は樹木、樹形の如何によらず剪除するものとする。

- 1) 枯れ枝
- 2) 病害虫に侵されている枝
- 3) 危険が予想される枝(折れている等)
- 4) 通風、採光、架線、人や車両の通行等の障害となる枝
- 5) 照明柱、遊具、ベンチ等の機能に支障をきたす枝
- 6) 成長の止まった弱小の枝
- 7) 樹冠、樹形形成上及び生育上不必要な枝

(11) 松の剪定にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- 1) 松の剪定時期、剪定目的、仕立て等は監督職員の指示によるものとする。
- 2) 剪定は徒長枝、からみ枝、車枝に注意して行うとともに、特に1年枝は全体の樹形を考慮しながら枝先剪定を行うこと。

(12) フジの剪定にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- 1) フジの剪定時期、剪定目的、仕立て等は、監督職員の指示によるものとする。
- 2) 剪定にあたっては、枯枝、混み枝、徒長枝及び藤棚から外へ伸びた枝や垂れ下がった枝を切除し必要に応じて誘引結束を行うものとする。なお、花芽分化時期(概ね6〜7月)以降については、可能な限り花芽(分化見込みのものを含む)残すように注意すること。
- 3) 剪定の際主幹や主枝に病気や腐朽を発見したときは、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(13) 請負者は作業にあたって、人・動物・建造物・車両・電線及び通信線等に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

(14) 請負者は、作業用機械器具(高所作業車、トラッククレーン、クレーン付きトラック、チェーンソー等)などは各作業に適するものを使用することとする。特に下記の事項のような場合は安全対策に留意すること。

- 1) 側枝や徒長枝等、樹全体に先端部分のみを剪定する場合、脚立(3m)の届かない場所においての剪定を行う場合。
- 2) 主幹や主枝などの骨格の大枝切戻し剪定を行う場合、作業を行う周辺状況が悪条件下と判断される場合。
- 3) 高木になった樹木において剪定する場合、地上波からの第一枝(主枝)が脚立や一本梯子を使用しても届かない時や、極端に主枝が少なく人力において剪定が不可能とされる場合。
- 4) 高木になった樹木で込み入った枝が多く樹形の外側からのみ剪定が行える場合。
- 5) その他、監督職員が作業用機械器具(高所作業車、トラッククレーン、クレーン付きトラック、チェーンソー等)による剪定を指示した場合。

第4項 低木整姿工

1. 低木整姿は樹木整理、成育状態等を考慮しながら、低木類等の樹形を整える目的で行うものである。
2. 請負者は、刈込機械を使用する場合に、切り口に乱れや刈残し等が生じたときは、切り直しを行わなければならない。
 - (1) 請負者は、低木整枝にあたり、仕上げの高さ、樹形等は監督職員の指示に従い、不揃いとならないよう丁寧に行わなければならない。尚、特に指定のない場合の仕上げ高さ等は、地表面より100cm以下を基準とする。
 - (2) 請負者は、樹高が著しく高くなっている場合において、樹高の切下げを行う場合は、太枝の切除も行いながら、全体の樹形を整え刈込を行う。太枝の切断は剪定鋸等にて丁寧に行い、監督職員の指示の下指定する高さに揃えなければならない。
 - (3) 請負者は作業にあたっては、周囲の状況に細心の注意を払い、保安施設を設ける等、通行者・通行車両等の安全確保に努めなければならない。また、作業機器等で人・動物・建造物・車両・電線及び通信線等に損傷を与えないよう注意すること。
 - (4) 病害枝は予め剪除しなければならない。

第6節 除草工

第1項 公園除草

1. 除草を行う際は高刈とならないよう作業を行うこと。また監督職員より是正指示がなされた場合は速やかに応じ適切に施工しなければならない。
2. 除草後の刈草を乾燥させる場合は集草し公園利用の妨げとならないようにしなければならない。
3. 刈草の処分は乾燥開始日より1週間以内に行うこととする。しかし、雨天等の影響により搬出日が1週間を超える場合は監督職員に連絡・協議するものとする。
4. 搬出時は積み残しのないよう清掃を行い処分場へ運搬すること。
5. 施工時期の標準は7月下旬～8月上旬の間に1回、9月中旬～10月上旬の間に1回の計2回とす。監督職員より別途指示があった場合はそれに従い日程の調整を図るものとする。また、施工実施が規定期間外になる場合は監督職員と協議するものとする。
6. 施工中は事故のないよう作業員同士の間隔をあけ作業を行うものとする。
7. 作業中は他の利用者が進入しないよう出入口をカラーコーン等で締め切ること。
8. 除草作業については、監督員の指示がない限り除草剤を使用してはならない。

第7節 処分工

1. 請負者は、工事・作業に伴い発生した剪定枝・刈込枝・伐採樹木等(以下、発生木材という)は設計図書の指示する場所に運搬処分しなければならない。
2. 請負者は、発生木材の運搬処分にあたっては、運搬処分先の受入基準に基づき、適切な運搬車両を使用するとともに、受入施設の基準を遵守し、適切に分別運搬を行わなければならない。
3. 請負者は、発生木材の運搬処分にあたっては、荷台をシート等で覆う等の適切な飛散防止対策を講じなければならない。
4. 発生木材処分量と設計図書数量に差異がある場合、原則として精算の対象としない。ただし、設計図書数量(除草面積等)の増減が生じた場合はこの限りではない。
5. 請負者は処理施設への搬入にあたって、施設の受入日、時間等に留意し、搬入可能時間内に持ち込めるよう作業を行わなければならない。また、搬入作業が円滑に行われるよう監督職員及び搬入先と搬入計画(搬入日、搬入量等)を十分調整し、搬入するものとする。
6. 請負者は、処分先への搬入時に重量による計量を行うとともに、計量伝票を工事・業務関係書類として監督職員に提出しなければならない。また、重量計測でなく見かけのかさ量で計量する場合も同様とする。

(剪定枝・刈草は大和郡山市清掃センター)

7. 請負者は、発生木材の搬入・処理状況の写真を工事・業務関係書類とともに提出しなければならない。
8. 大和郡山市クリーンセンターへの持ち込み条件は以下のものとする。
 - (1) 生木は長さ 1m、直径 8cm 以内のものに限る。竹類に関しては長さ 40cm 以内とする。
 - (2) 「直径 3cm 以内の枝類」と「直径 3～8cm 以内の生木」は分けて搬入すること。
 - (3) 搬入にあたっては、搬入許可書(公文書)の写しを持参すること。
9. 搬入時に本施設から搬入基準逸脱等の指摘を受けた場合、その指示に従うとともに、監督職員に速やかに報告しなければならない。
10. 請負者は、搬入先施設が受入停止期間中であり、その期間中でも作業を行う必要がある場合は、剪定枝等の保管、運搬等については、予め監督職員と協議すること。

第8節 提出書類

1. 業務完了時の提出書類は、各期限内に提出しなければならない。日報・各業務写真を提出すること。
また、提出写真については作業前・作業中及び作業後に撮影したものとする。
2. 廃棄物処分の完了を証明する書類として、指定処理施設が発行する伝票の写しを提出すると。
3. 交通誘導員の配置をする必要がある場合は、配置した証明書類として警備報告書の写しを提出すること。
4. 現場代理人配置の際は、現場代理人通知書を提出し施工現場に常駐させること。現場代理人等に関する提出書類については下記参照のこと。
「建設工事及び建設工事に伴う委託業務(植栽維持管理業務)に係る現場代理人等について」(入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連)を参照。

第9節 業務着手

1. 本業務等については、契約締結後14日以内に着手しなければならない。
本業務において、着手とは監督職員との打合せ又は現地確認等を行うことを指すものとする。
2. 作業時間は原則として午前8時30分～午後5時を厳守すること。尚、日曜日・祝日は休日する。
3. 請負者は、作業中において自治会又は近隣住民より追加要望の申し出が有る場合、速やかに監督職員に連絡し、指示を待つものとする。
4. 施工箇所に隣接する家屋等がある場合、隣接者へ作業の事前連絡を行うこととする。連絡方法は指定しないが、作業日より1週間程度前に連絡することを基準とする。

第10節 安全管理

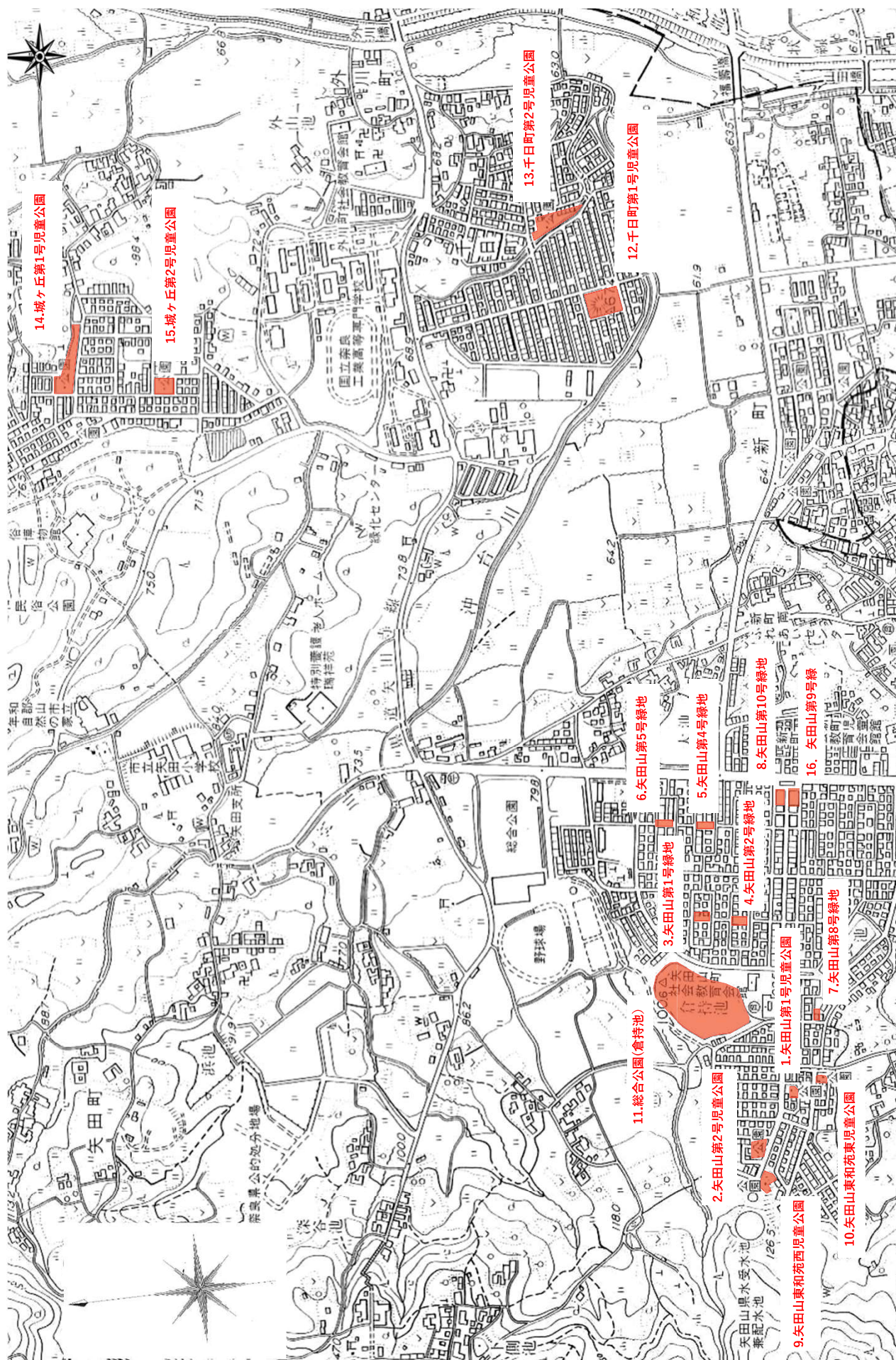
第1項 安全諸基準

1. 安全管理において奈良県土木部編集の土木工事共通仕様書(案)を参照し安全管理に努めること。
2. 請負者は、土木工事安全施工技術指針及び建設機械施工安全技術指針を参考にして常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
上記指針の他、工事に関する関係法令等を遵守のうえ安全に施工すること。

第2項 事前準備

1. 事前調査に関して、作業計画の作成にあたり予め設計図書に明示された事項に対する事前協議を行い、安全確保のための施工条件等を把握すること。

2. 業務施工にあたり現道を使用する場合は道路使用許可等を受け、許可条件に適合した設備の確保、必要に応じて保安要員の配置をすること。特に第三者の安全に十分留意すること。
3. 組織編成及び業務分担に関して指揮命令系統を明確にし、非常時の連絡先を明記しておくこと。
4. 施工において必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。
やむを得ず不足が生じるときは、施工計画・業務工程・施工体制・施行機械について、対応策を検討すること。
5. 業務工程は、作業準備から作業終了まで安全作業を十分考慮し作成すること。
6. 安全管理活動に関して、各作業での各種事故を未然に防止するため次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。
 - ① 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ
 - ② 安全朝礼（全体的指示伝達事項）
 - ③ 安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）
 - ④ 安全点検
 - ⑤ 作業中の指導監督
 - ⑥ 安全訓練等の実施
 - ⑦ 終業時の確認（後片付け状況、防護設備の確認等）
 - ⑧ 写真撮影し日報に記録すること。
7. 安全管理に関して、請負者は工事着手時において下記の各号を参考に安全管理を推進すること。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該工事内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該工事による災害対策訓練
 - (5) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
8. 作業時の安全確保について、作業器具の安全点検・整備を行い、作業帽等保護具を必ず携帯し、必要時には必ず使用すること。



事 業 費 総 括 表											大 和 郡 山 市			
課 長		課長補佐		課長補佐		係 長		主 査		検 算		設 計		
年 月 日		令和7年度				業 務 概 要	植栽工	1式						
委 託 番 号		第		号			除草工	1式						
公園・街路名		矢田山第1号児童公園 他					樹木整姿工	1式						
履 行 場 所		大和郡山市矢田山町他地内												
業務等の名称		市内公園緑地維持管理業務委託 (Bブロック) 夏期剪定												
		認 可		実 施			摘 要							
事 業 費				円			(内消費税及び地方消費税相当額						円)	
備 考														

事業費総括表				
費	目	金	額	摘 要
事	業 費			
	委託業務費		円	(内消費税及び地方消費税相当額 円)
	本工事費			
	附帯工事費			
	測量及び設計費			
	用地費及び補償費			
	機械器具費			
	営繕費			
	換地諸費			
	工事雑費			
事	務 費			

本 工 事 内 訳 書								
工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費	公園工事							場所区分:補正なし
			植栽工	式	1			A- 1号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
			共通仮設費	式	1			
	純工事費							
			現場管理費	式	1			
工事原価								
			一般管理費	式	1			
工事価格								
消費税相当額								
合計額								

間 接 工 事 明 細 書						
設 計			条 件			
工 種	公園工事	工事日数(内冬日数)		共通仮設費対象外額		
場所区分	補正なし	支給品費		現場管理費対象外額		
前払い率	0%から5%以下	処分費		一般管理費対象外額		
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額		
積雪寒冷地域	なし					
算 出			基 礎		礎	
※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。						
共 通 仮 設 費		$\text{対象額} \times \text{率}$				
		$= \quad \times \quad \%$				
		$=$				
対象額		$\text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止施設費} - \text{共通仮設費対象外額} - \text{支給共仮費対象外額} + \text{準備費処分費} - \text{処分除外費}$				
		$= \quad + \quad + \quad - \quad - \quad + \quad -$				
		$=$				
率		$\text{対象額による率} \times \text{地域補正係数}$				
		$= \quad \% \times$				
		$= \quad \% \times \rightarrow \therefore \quad \%$				
対象額による率		$= \quad \%$				
現 場 管 理 費		$\text{対象額} \times \text{率}$				
		$= \quad \times \quad \%$				
		$=$				
対象額		$\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費}$				
		$= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad -$				
		$=$				
率		$\text{対象額による率} \times \text{地域補正係数}$				
		$= \quad \% \times$				
		$= \quad \% \times \rightarrow \therefore \quad \%$				
対象額による率		$= \quad \%$				

間 接 工 事 明 細 書

算

出

基

礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \quad \therefore \quad \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

[illegible]

[illegible]

[illegible]

C- 1号										機械除草 I (総 合)				1,000㎡当たり		単価表
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘	要							
土木一般世話役				人												
特殊作業員				人												
普通作業員				人												
軽作業員				人												
草刈機 肩掛式				運/日												
トラック運転費		普通型		hr	1.6				F- 1号運転費							
諸雑費				式	1											
計																
1 ㎡当たり																

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

数量総括表

Bブロック									
工種	種別	細別	名称	規格	単位	数量	枝葉	幹	摘要
植栽工	除草工				式	1			
					式	1			
					式	1			
	公園除草		機械除草Ⅰ	(総 合)	㎡	5,696	1,538 kg		2回
					㎡	4,888	1,319 kg		2回
					㎡	7,934	2,142 kg		2回
	樹木整姿工				式	1			
					式	2			2回
					箇所	3	120 kg		
					式	1			
	藤棚整姿工		生垣刈込	H=0.75~1.5m未満	m	265	663 kg		機械刈り
				H=1.5m未満	㎡	150	375 kg		機械刈り

数量計算書

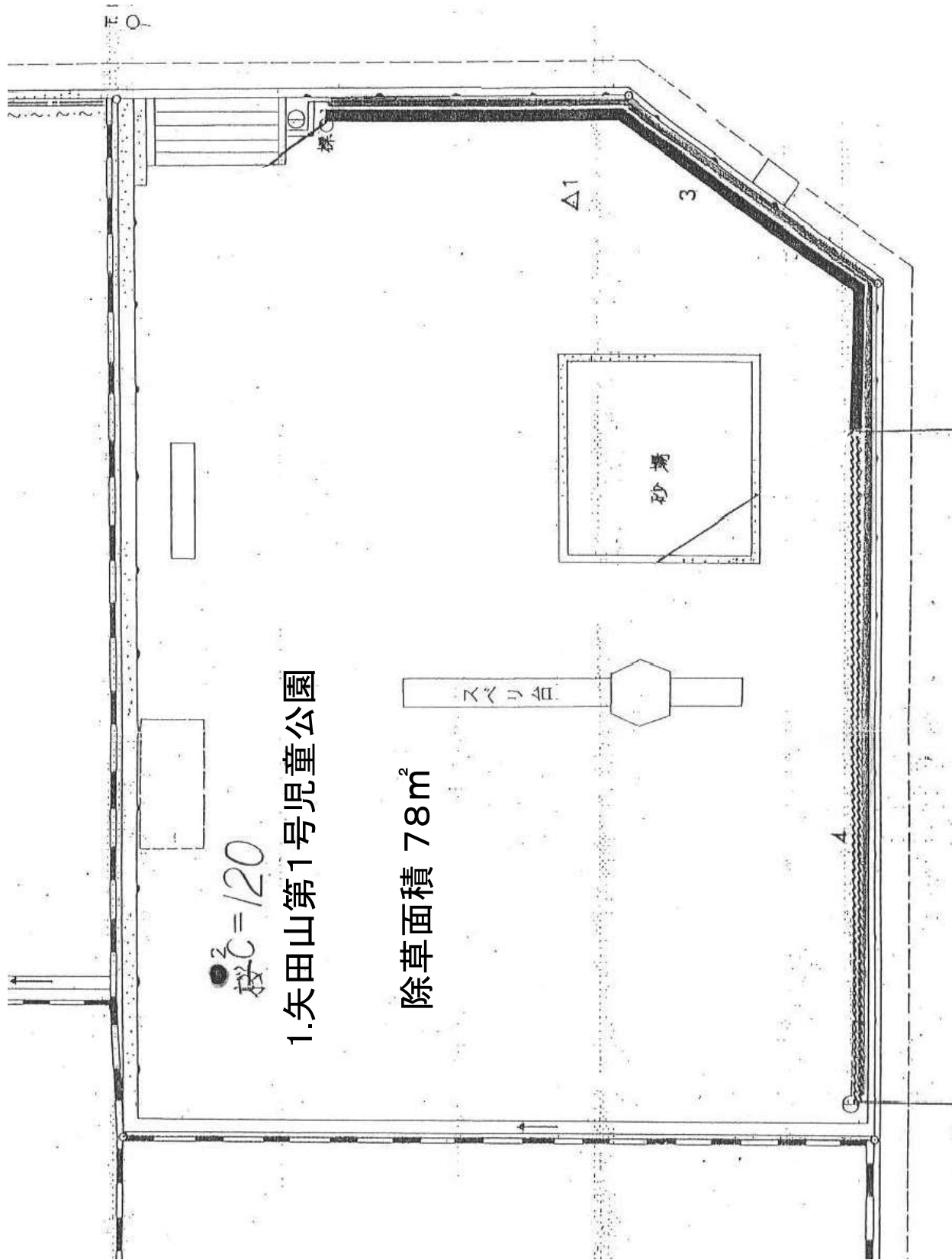
Bブロック						
No	公園名	工種	規格	数量	樹種 落常針	処分量 回数枝葉(kg)幹(m³)摘要
1	矢田山第1号児童公園	機械除草Ⅰ	(総合)	78 m³	2	4208月上旬・10月上旬実施希望
2	矢田山第2号児童公園	機械除草Ⅰ	(総合)	100 m³	2	5408月上旬・10月上旬実施希望
3	矢田山第1号緑地	生垣刈込	H=0.75~1.5m未満	21 m	1	530機械刈り
		機械除草Ⅰ	(総合)	135 m³	2	730
		藤棚剪定		1箇所	2	400
4	矢田山第2号緑地	機械除草Ⅰ	(総合)	135 m³	2	730
5	矢田山第4号緑地	機械除草Ⅰ	(総合)	135 m³	2	730
6	矢田山第5号緑地	機械除草Ⅰ	(総合)	271 m³	2	1460
7	矢田山第8号緑地	機械除草Ⅰ	(総合)	360 m³	2	1940地蔵盆前に実施
8	矢田山第10号緑地	寄植剪定	H=1.5m未満	50 m³	1	1250機械刈り
9	矢田山東和苑西児童公園	機械除草Ⅰ	(総合)	854 m³	2	4610
10	矢田山東和苑東児童公園	寄植剪定	H=1.5m未満	50 m³	1	1250機械刈り
		機械除草Ⅰ	(総合)	145 m³	2	780
		生垣刈込	H=0.75~1.5m未満	30 m	1	750機械刈り(高さ80cmに揃える)
11	総合公園	寄植剪定	H=1.5m未満	30 m³	1	750機械刈り
		機械除草Ⅱ	(総合)	1,040 m³	2	5620倉持池周囲(集草含む)
		機械除草Ⅰ	(法面)	60 m³	2	320倉持池北西法面
12	千日町第1号児童公園	機械除草Ⅰ	(法面)	2,020 m³	2	1,0910倉持池東法面
		機械除草Ⅰ	(法面)	364 m³	2	1960法面他
		機械除草Ⅱ	(総合)	1,060 m³	2	5720
	生垣刈込	藤棚剪定		1箇所	2	400
			H=0.75~1.5m未満	174 m	1	4350機械刈り

数量計算書

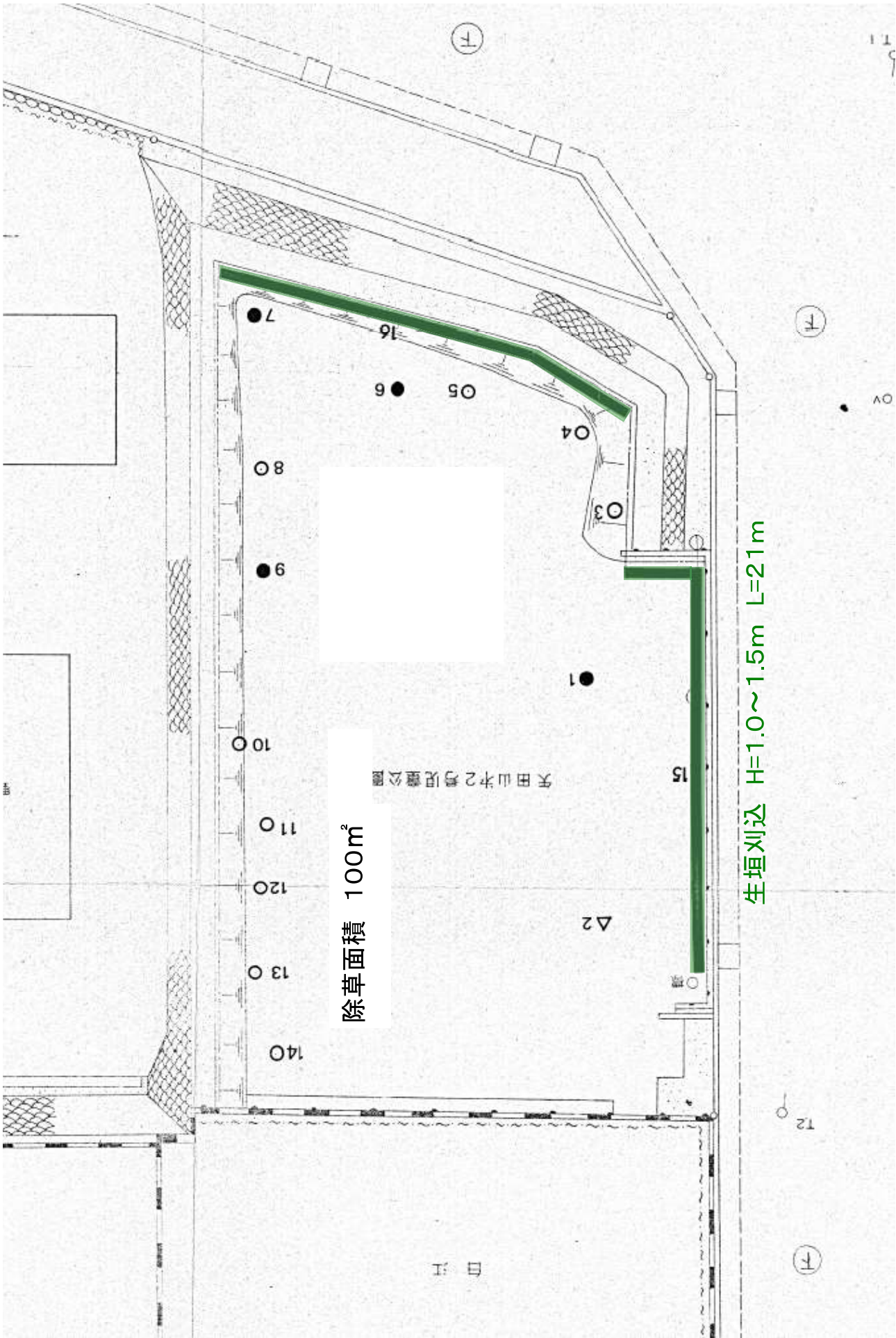
Bブロック						
No	公園名	工種	規格	数量	樹種 落常針	処分量 回数枝葉(kg)幹(m³)摘要
13	千日町第2号児童公園	機械除草Ⅱ	(総合)	887 m³	2	479 0
14	城ヶ丘第1号児童公園	機械除草Ⅱ	(総合)	980 m³	2	529 0 地元と日程調整
		生垣刈込	H=0.75~1.5m未満	28 m	1	70 0 機械刈り (高さ100cmに揃える)
		藤棚剪定		1箇所	2	40 0
15	城ヶ丘第2号児童公園	機械除草Ⅰ	(総合)	635 m³	2	343 0
16	矢田山第9号緑地	寄植剪定	H=1.5m未満	20 m³	1	50 0 機械刈り
		生垣刈込	H=0.75~1.5m未満	12 m	1	30 0 機械刈り
					6,157	0.00
					6,157 kg	
					0.00 m³	

※樹木整姿工の積算について、低木整姿工に関しては、造園修景積算の手引き(一般財団法人 建設物価調査会)によるものとする。

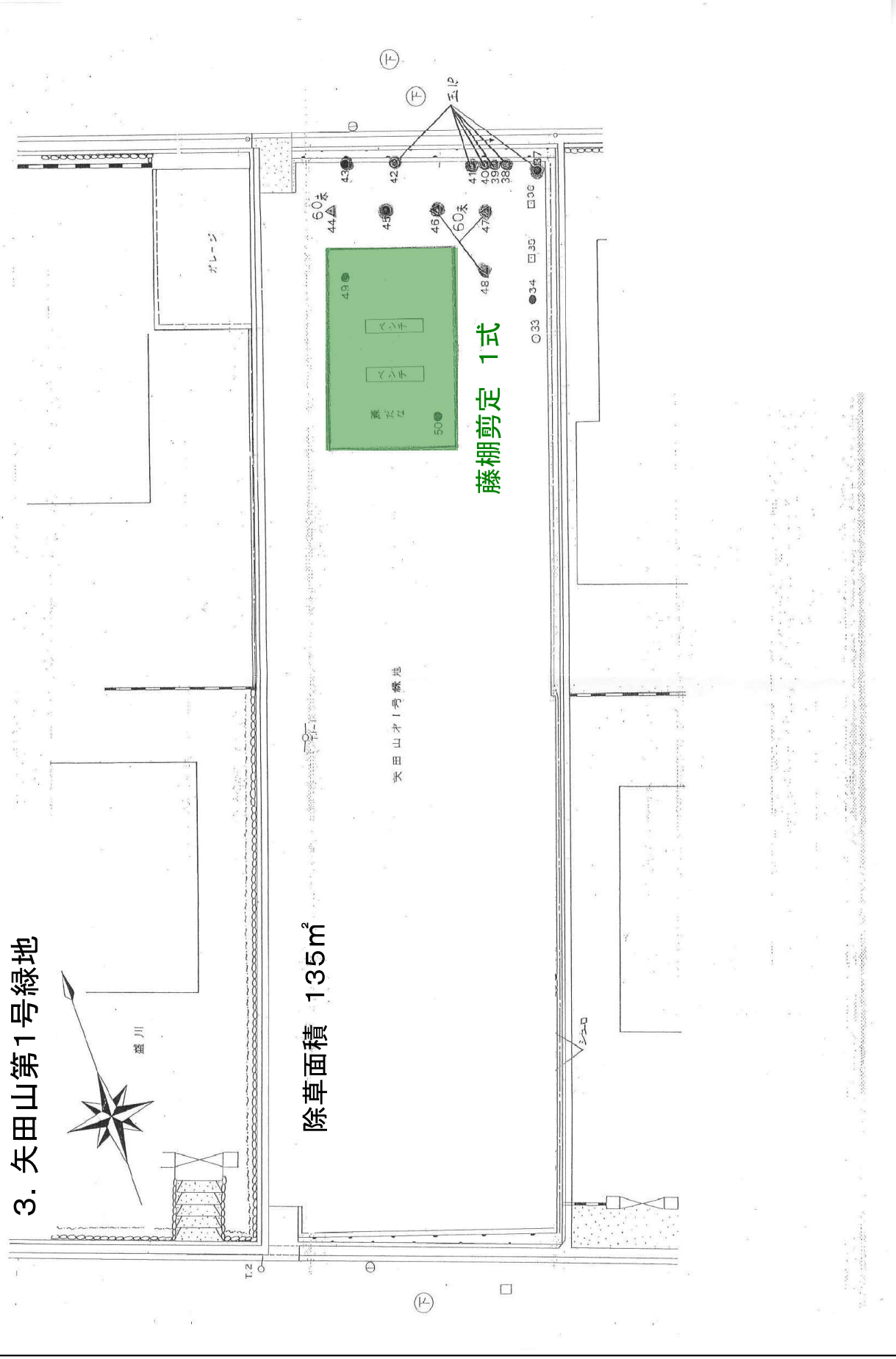
- 寄植えの積算単位は(m²)で、主たる仕上がり面の高さを基準に、平面的な広がり(真上から見た面積)とし、側面の刈込も含んだものとする。
- 玉物寄植えの積算単位は(株)で、単木であるか、数本のまとまりであるものかは問わず、整ったまとまりを1の単位とする。
- 生垣の積算単位は(m)で、主たる仕上がり面の高さを基準にし生垣の両面、端部の刈込を含んだものとする。



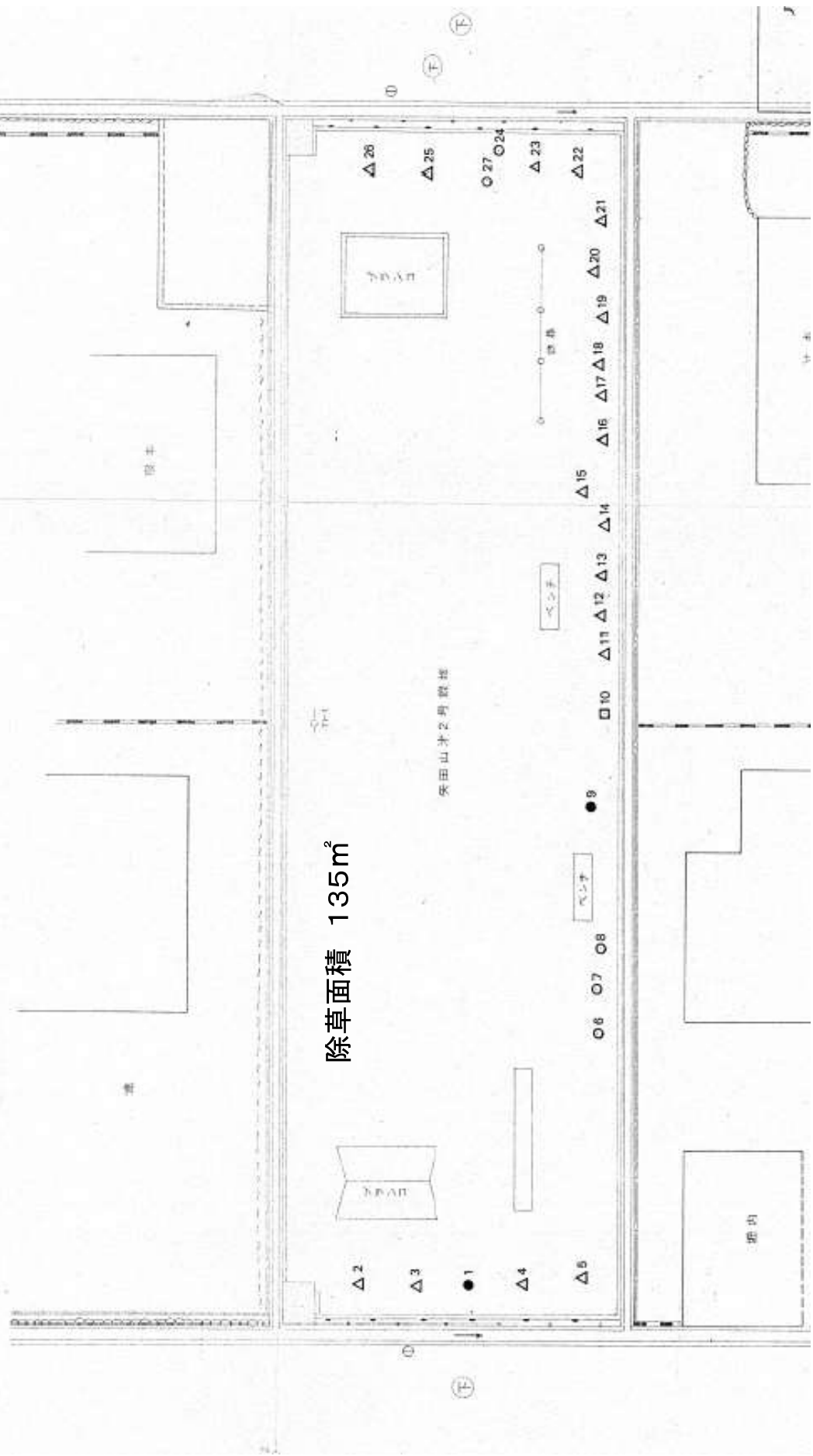
2. 矢田山第2号児童公園



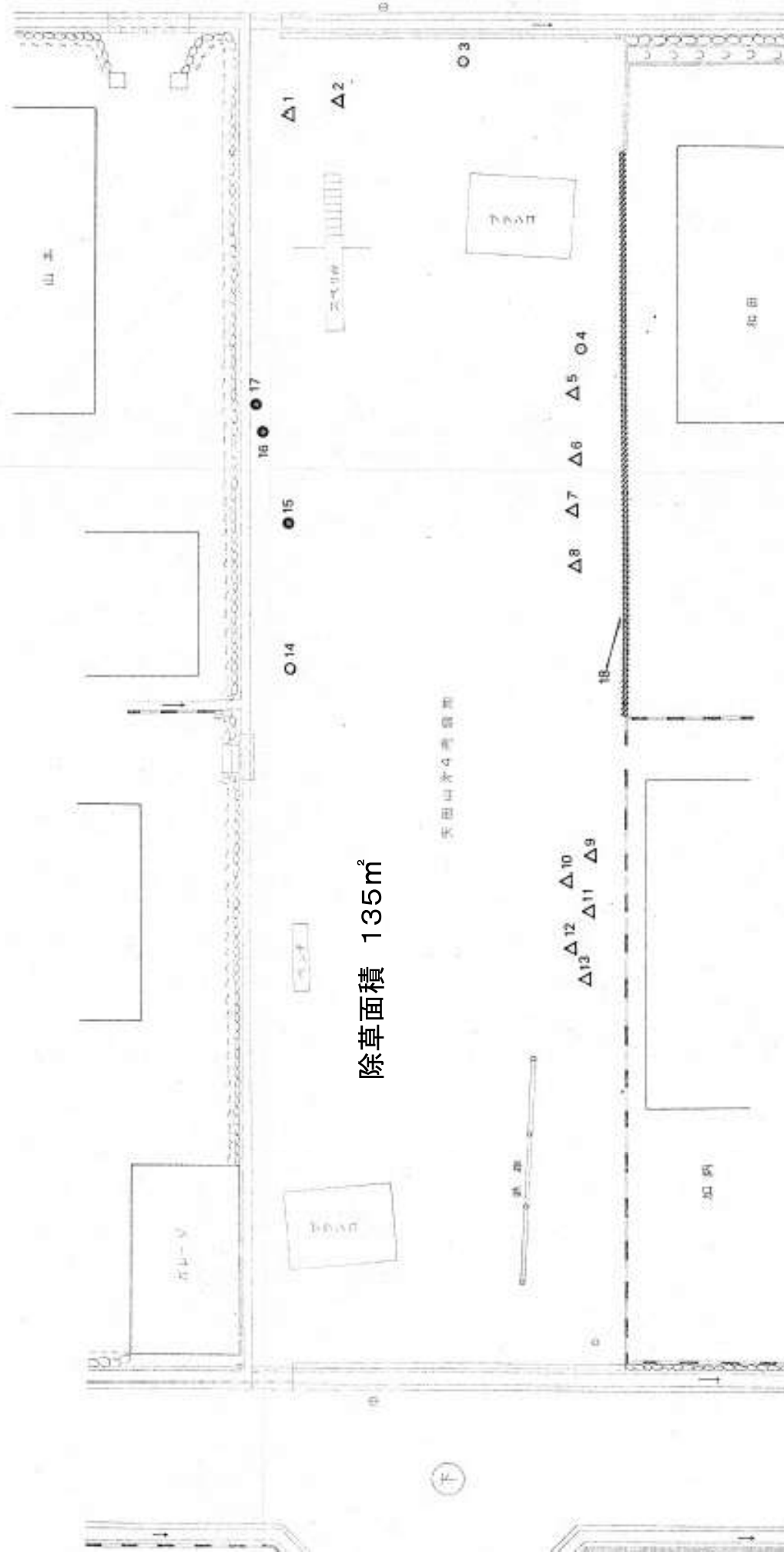
3. 矢田山第1号緑地



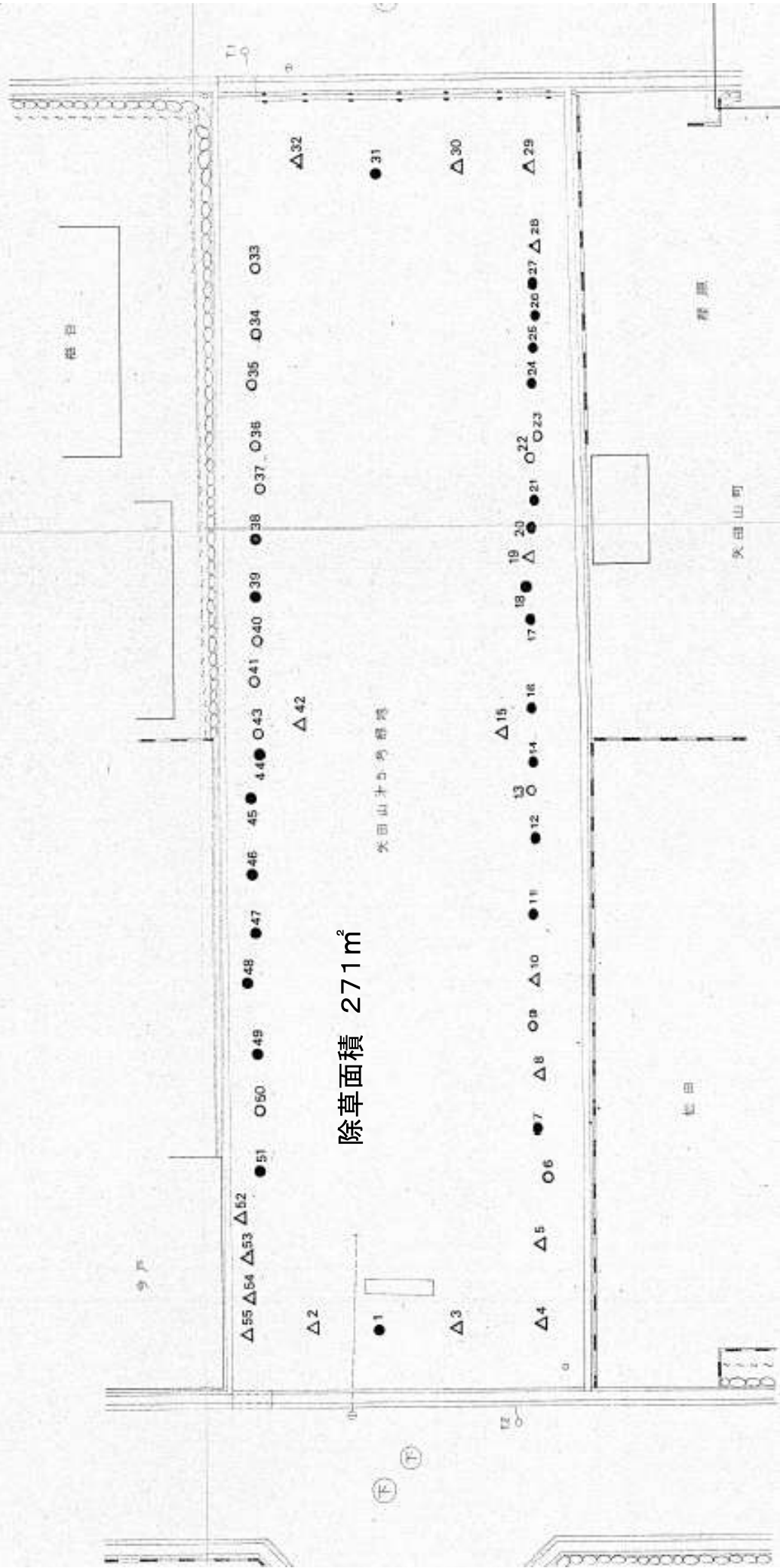
4. 矢田山第2号緑地



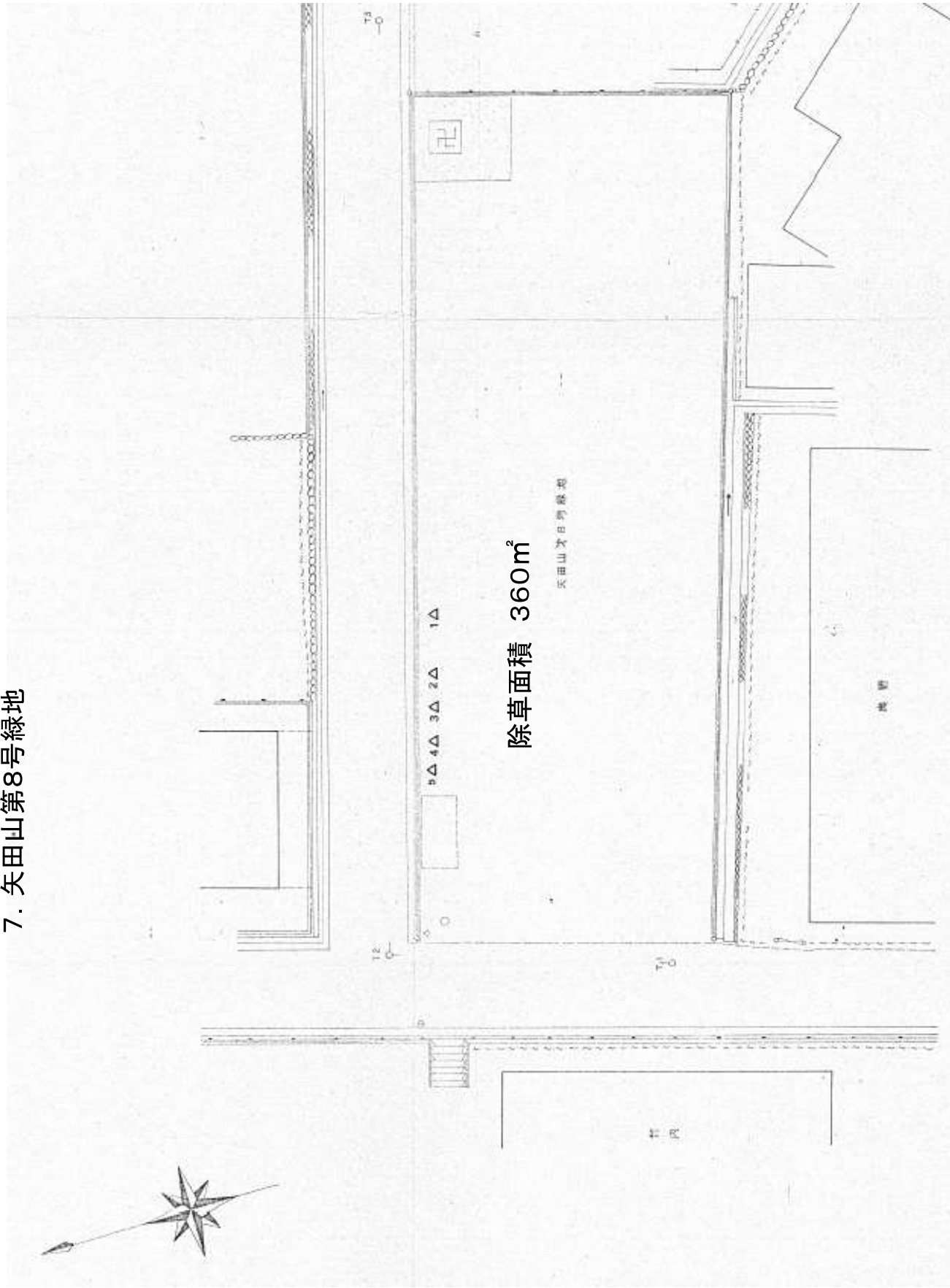
除草面積 135㎡



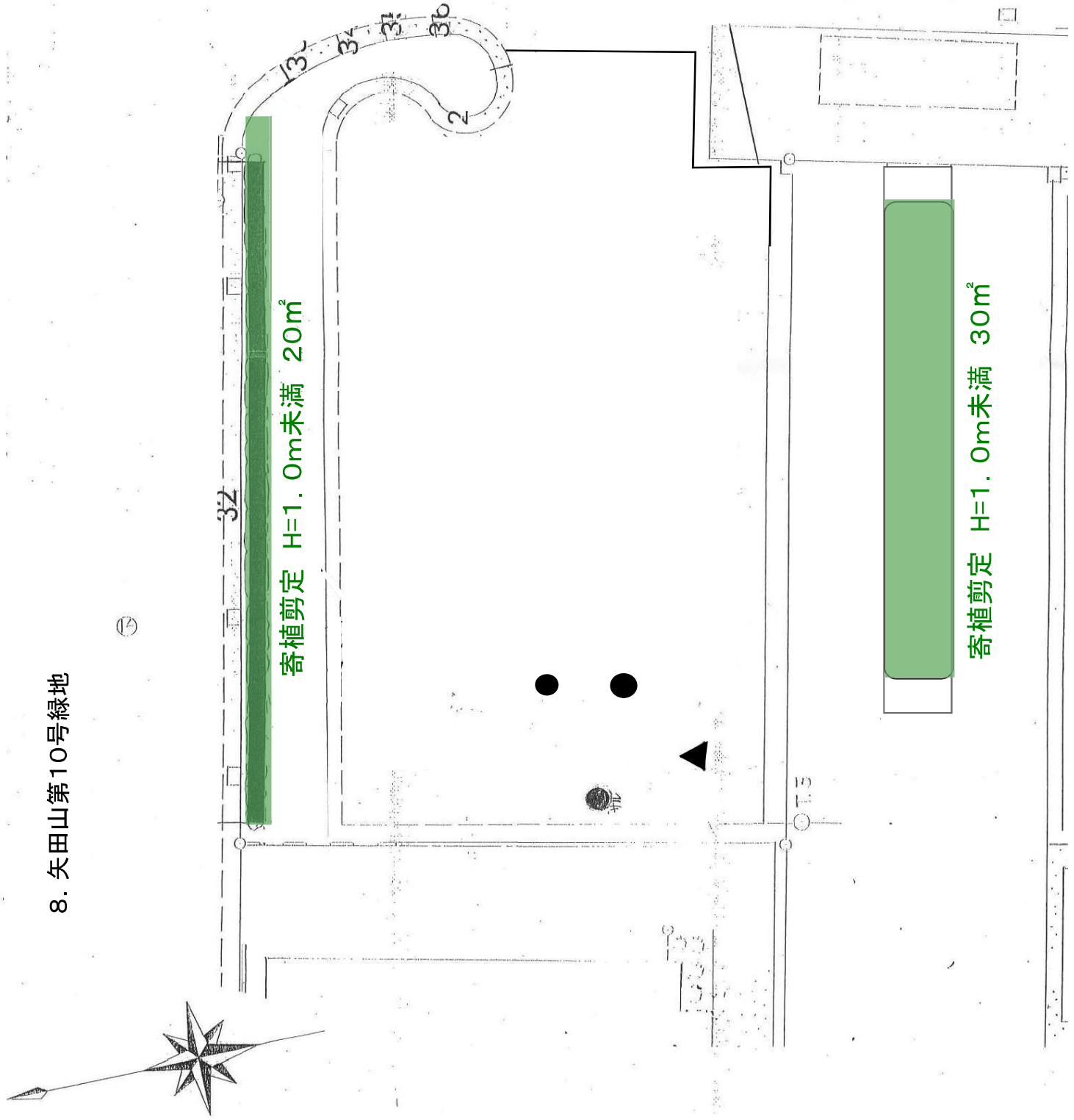
6. 矢田山第5号緑地



7. 矢田山第8号緑地



8. 矢田山第10号緑地

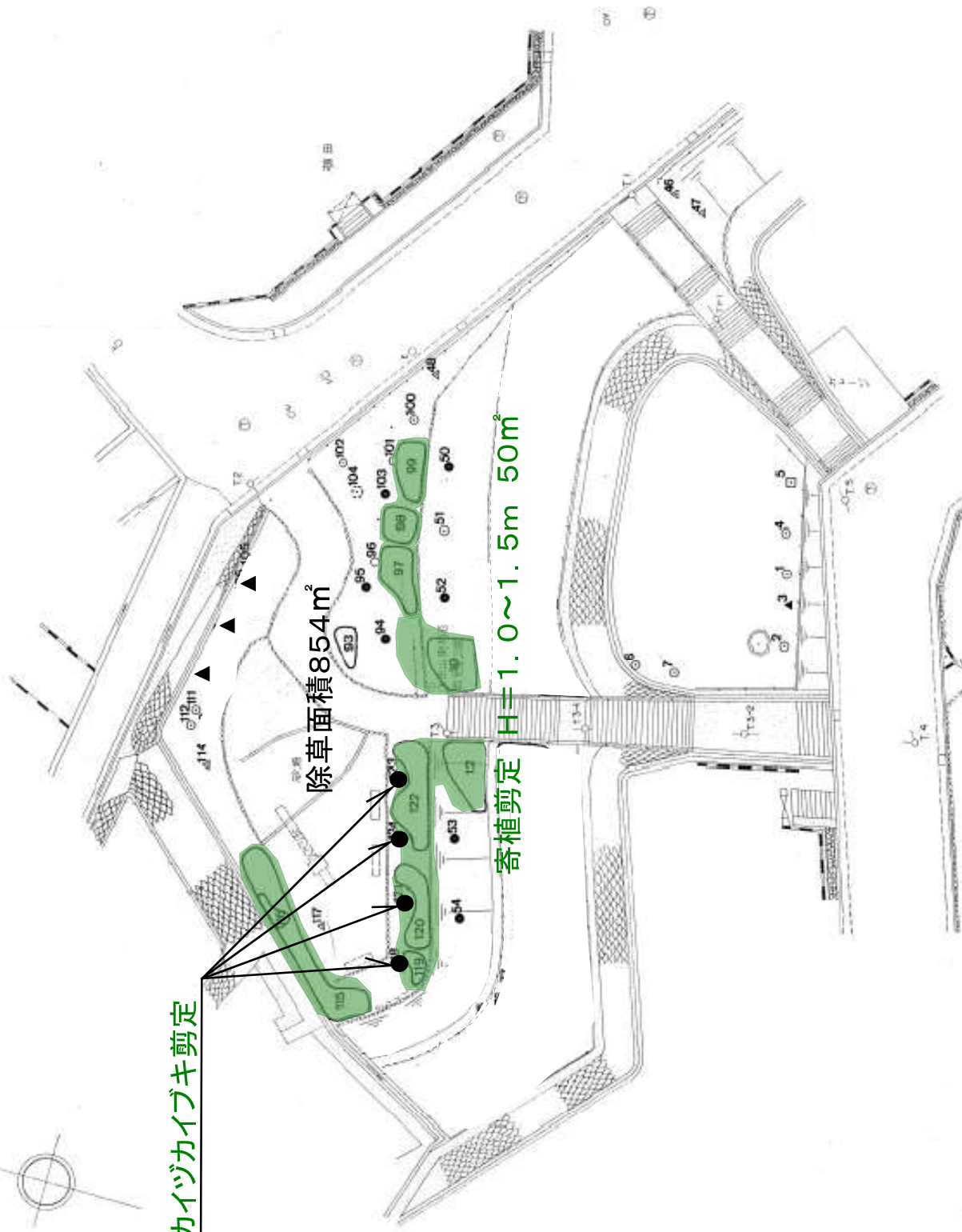


9. 矢田山東和苑西児童公園

カイヅカイブギ剪定

除草面積854㎡

寄植剪定 H=1.0~1.5m 50㎡

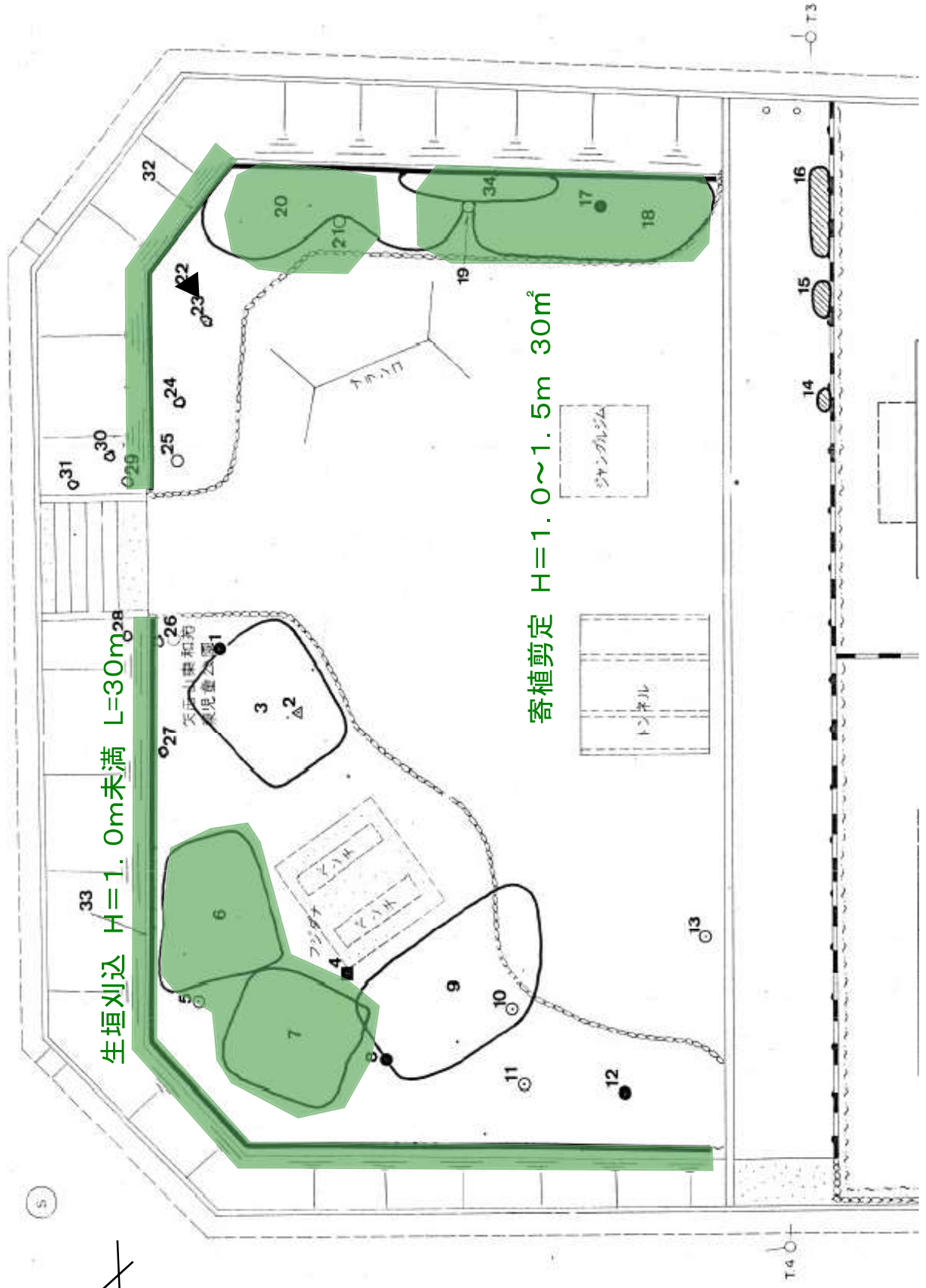


除草面積 145m²

$$\frac{1}{2}$$

生垣刈込 H=1.0m未満 L=30m²以上

寄植剪定 $H=1.0 \sim 1.5m$ $30m^2$



11. 総合公園

除草面積 1,040㎡(倉持池周辺)
60㎡(倉持池北西法面)
2,020㎡(倉持池東法面)
364㎡(法面他)

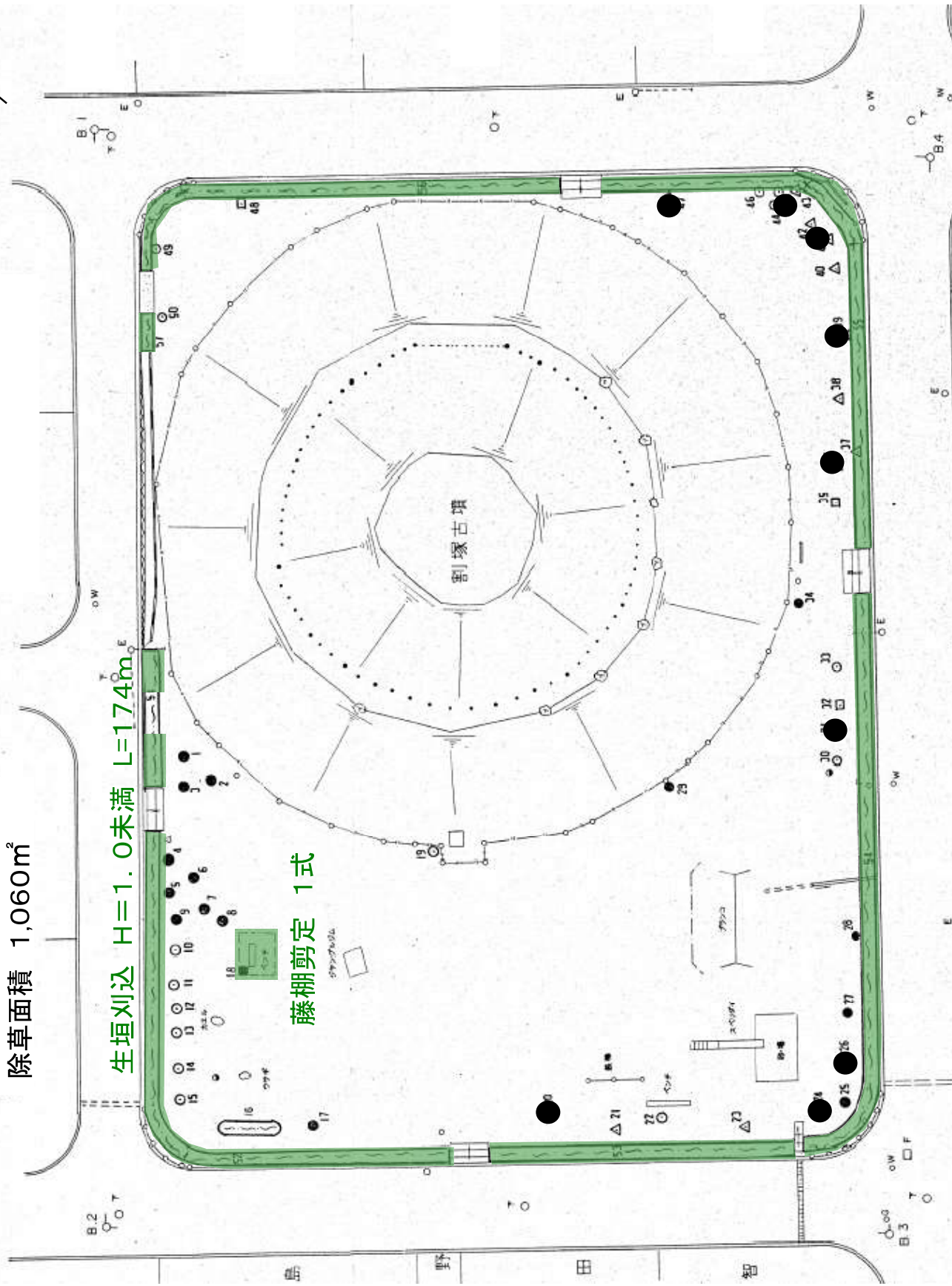
注)法尻まで除草すること
フェンス内側も除草すること

12. 千日町第1号児童公園

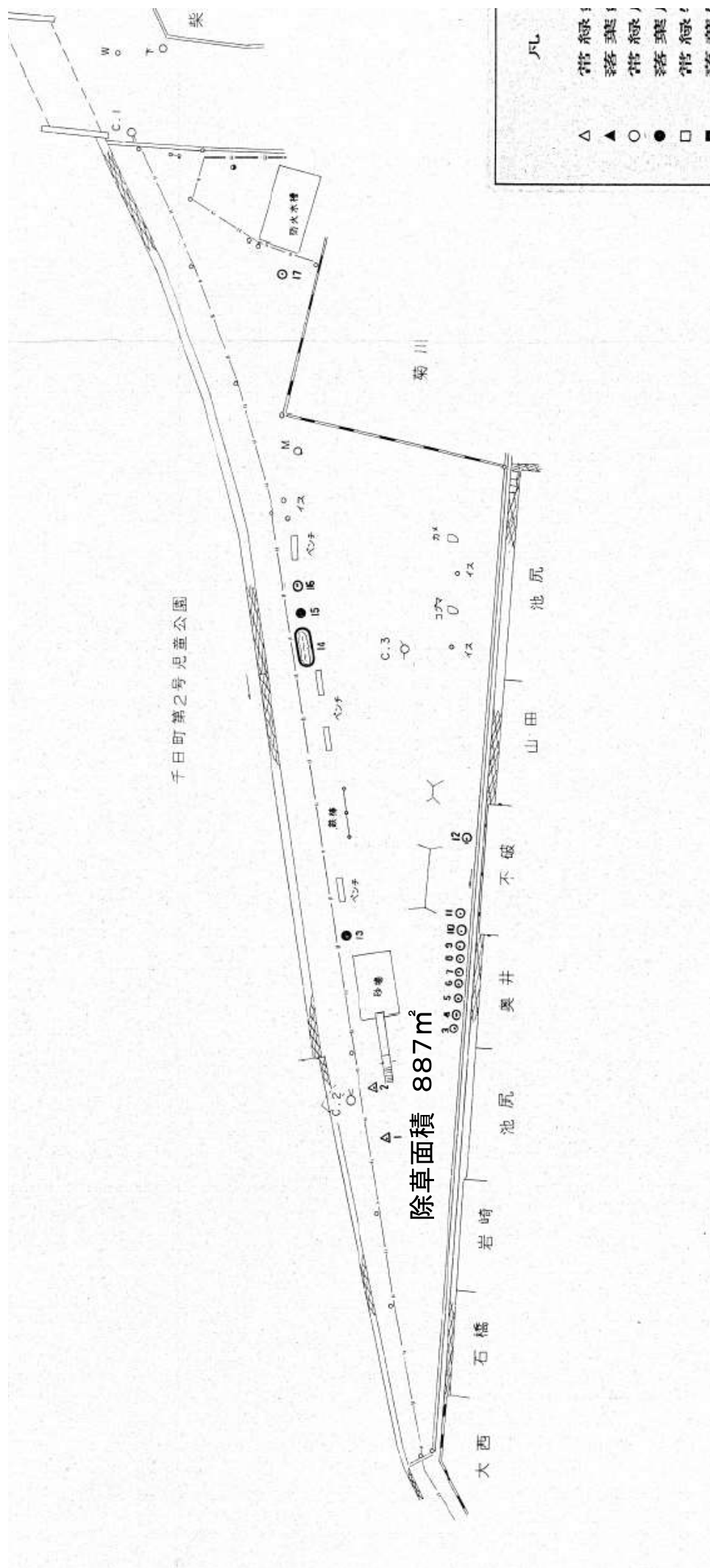
除草面積 1,060㎡

生垣刈込 H=1.0未満 L=174m

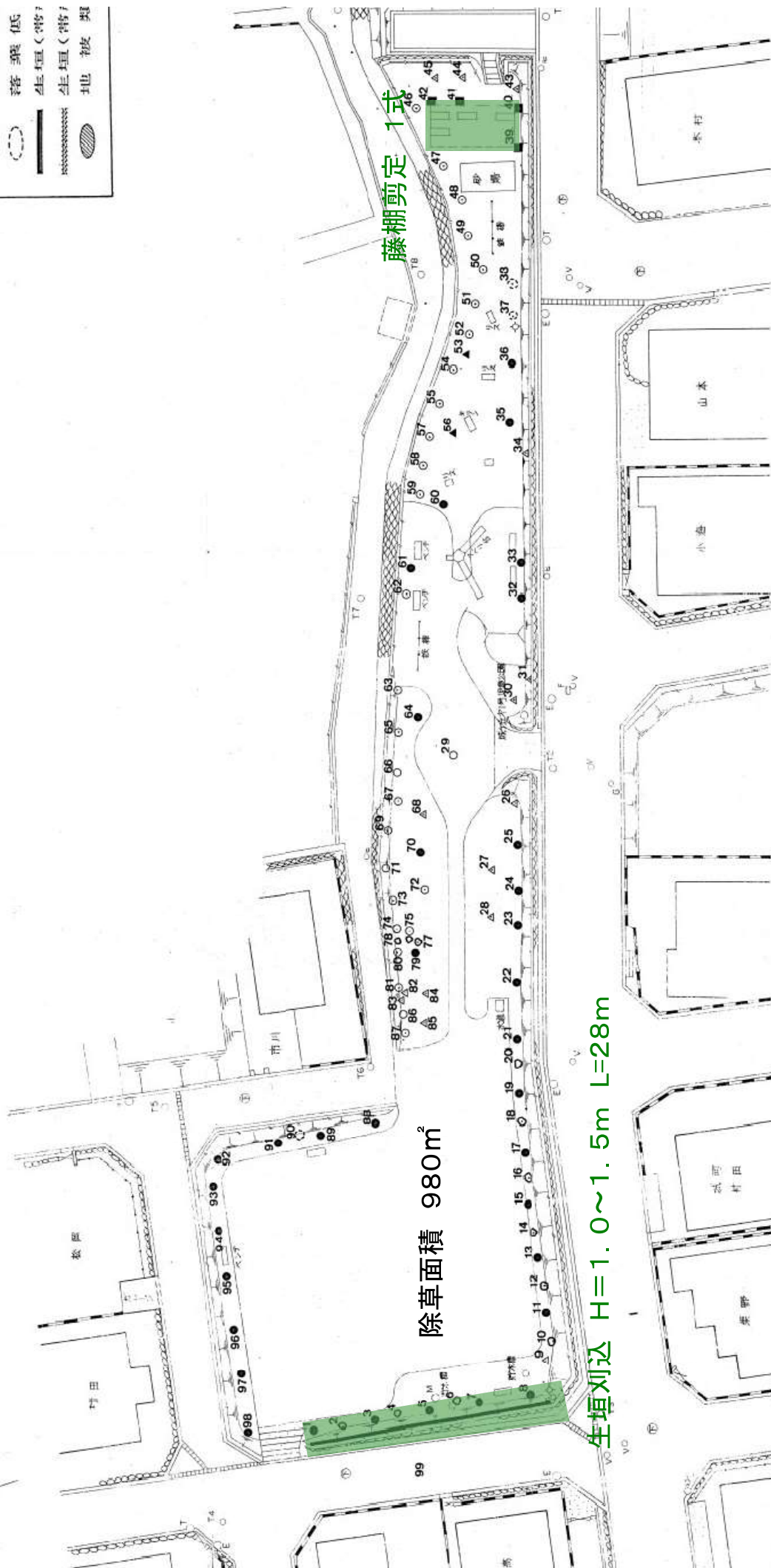
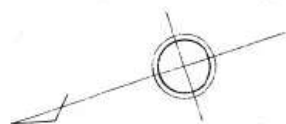
藤棚剪定 1式



13. 千日町第2号児童公園

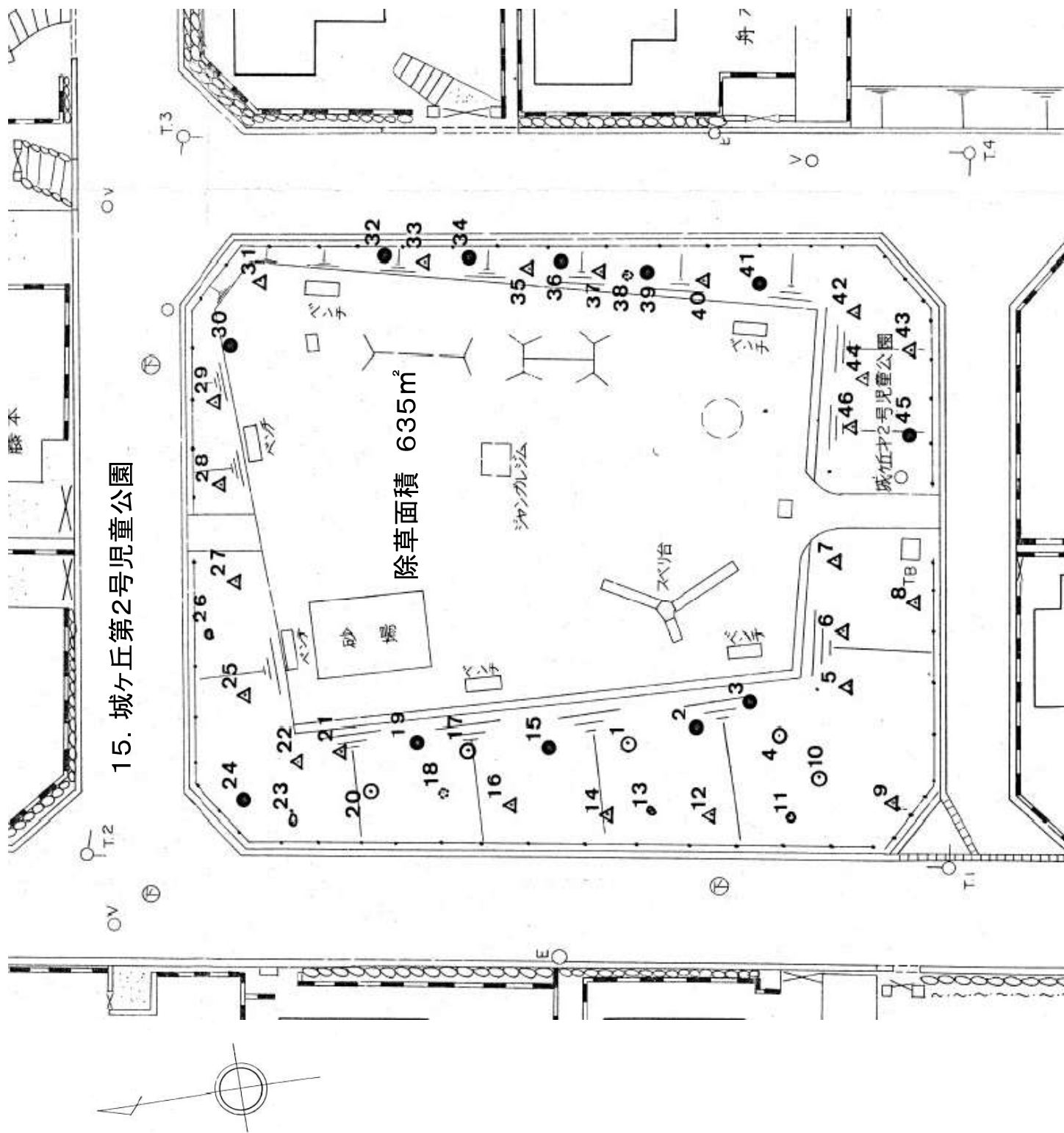


凡	例
△	常緑金針葉
▲	落葉金針葉
○	常緑広葉
●	落葉広葉
□	常緑特別
■	落葉特別
○	常緑低
○	落葉低
—	生垣(常?)
—	生垣(常?)
—	地被



生垣刈込 H=1.0~1.5m L=28m

15. 城ヶ丘第2号児童公園



16. 矢田山第9号緑地

